

# 外国人労働者受入制度

## 多民族国家化する日本

最近、コンビニ、スーパー、その他商業施設で、多くの外国人従業員を見かけませんか？

日本政府は、現在、2019年4月実施を目指し、外国人労働者を受け入れる新たな在留資格創設に向け検討を行っています。受け入れる労働者は、「一定の専門性と技能を有する外国人材」とのことですが、入管法改正案条文には、「雇用契約や受け入れ機関の基準など、根幹の部分が書き込まれておらず、法の改正後に省令」で定めるとしています。

法案の狙いは、今の外国人技能実習制度を使い続けるために、新たな在留資格を設けるというものです。もともと、**日本で習得した技能を母国に持ち帰って活かす「国際貢献」が建前の実習制度ですが、実態は低賃金・長時間労働が蔓延しています。**その実態調査も行わないまま、**「大手不足」**を理由に外国人労働者を「労働者」として正面から受け入れ、雇用の調整弁にしようとしています。そうなれば、あと半年もしないうちに、新しい在留資格の外国人労働者が日本にやってくる予定です。

## 私たち労働者への影響は？

日本人が敬遠しがちの低賃金で長時間にわたる労働の現場に、外国人労働者を送り込むことで、業務をこなしている企業も多くあります。しかし、そのことによって、**本来改善しなければならぬ劣悪な労働環境が変革されることなく継続し、いつまでも改善が進まない懸念があります。**

さらに、特に製造業をはじめとするそのような職場に多くの外国人労働者が雇用されることで、日本人の労働者がそれらの仕事から離れ、就労しながらない傾向がより強くなり、**将来的には日本人の雇用機会がせばめられてしまう可能性があります。**

会社側の視点に立って考えれば分かりやすいと思います。企業は少しでも利益を上げるために、人件費等のコスト削ることが何よりも効率的です。みなさんが経営者だった場合、労働条件に対して、ものを言う社員と言わない社員、どちらを優先的に雇用しますか？これは最終的に、**国籍問わず労働者の使い捨てにつながります。**

今日もコンビニの店員は外国人だった。日本人労働者が減っていくから、労働組合も機能しなくなるよね。



外国人は一体どれくらいの時給で働いているのかな？



# 若い力

第109号

2019年 1月15日

発責 国労九州本部

博多区博多駅東3丁目9番3号

ニッコーハイツ1003号

JR 092-2075

NTT092-483-1515